

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（案）」の変更箇所について

1. 意見を踏まえた変更箇所について

頁	意見	変更後（資料 2-1）	変更前（意見募集時資料）												
3 ページ 15～17 行 目	パブリック コメント 2	我が国における廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づき、収集、運搬、処分、保管等が行われることにより生活環境の保全が図られており、水銀を含む廃棄物を処理する場合も同法に基づき環境上適正な管理を行うこととされている。	我が国における廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づき、収集、運搬、処分、保管等が行われることにより生活環境の保全が図られており、水銀を含む廃棄物を処理する場合も同法により環境上適正な管理が担保されている。												
7 ページ 表	パブリック コメント 5	<p>廃金属水銀等の具体例</p> <table border="1" data-bbox="521 794 1261 1002"> <thead> <tr> <th>廃金属水銀等の排出由来</th> <th>水銀量（トン）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃試薬</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>測定媒体としてポロシメーター等に使用された水銀</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table>	廃金属水銀等の排出由来	水銀量（トン）	廃試薬	0.9	測定媒体としてポロシメーター等に使用された水銀	0.7	<p>廃金属水銀等の具体例</p> <table border="1" data-bbox="1305 794 2045 1002"> <thead> <tr> <th>廃金属水銀等の排出由来</th> <th>水銀量（トン）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃試薬</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>測定媒体（ポロシメーター）等に用いられた水銀</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table>	廃金属水銀等の排出由来	水銀量（トン）	廃試薬	0.9	測定媒体（ポロシメーター）等に用いられた水銀	0.7
廃金属水銀等の排出由来	水銀量（トン）														
廃試薬	0.9														
測定媒体としてポロシメーター等に使用された水銀	0.7														
廃金属水銀等の排出由来	水銀量（トン）														
廃試薬	0.9														
測定媒体（ポロシメーター）等に用いられた水銀	0.7														
8 ページ 3 行目	パブリック コメント後 の専門委員 会での意見	<p>なお、能力 5 トン/日以上一般廃棄物焼却施設から発生するばいじん（集じん施設で集められたもの）は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成 4 年告示第 194 号）により不溶化等の措置が義務づけられている。</p>	(記載無し)												

頁	意見	変更後（資料2-1）	変更前（意見募集時資料）
10 ページ 5～9 行目	パブリック コメント 18 ～22	一般廃棄物は質が多様であり、うち水銀添加廃製品については全体に占める割合が低いこと、また、最終処分場には水銀に係る排水基準が適用されていることから、不燃ごみ等として埋立処分がなされたとしても直ちに環境保全上の支障を生ずるおそれは少ないと考えられるが、 <u>将来的な環境上のリスクを低減するとの観点からは水銀添加廃製品からの水銀回収の促進が課題である。</u>	一般廃棄物は質が多様であり、うち水銀添加廃製品については全体に占める割合が低いこと、また、最終処分場には水銀に係る排水基準が適用されていることから、不燃ごみ等として埋立処分がなされたとしても直ちに環境保全上の支障を生ずるおそれは少ないと考えられるが、 <u>将来的な環境上のリスクを低減するとの観点から水銀添加廃製品から水銀回収することは望ましい。</u>
18 ページ 1 行目	パブリック コメント後 の専門委員 会での意見	<u>なお、特別管理一般廃棄物については、引き続き不溶化等の処理を行い、環境上適正な管理が行われることが適当である。</u>	(記載無し)
18 ページ 10 行目	パブリック コメント後 の専門委員 会での意見	市町村等による分別収集の <u>徹底・拡大を行うことや、関係機関の協力を得た回収スキームを検討することが適当である。</u>	市町村等による分別収集の <u>徹底・拡大や関係機関の協力を得た回収スキームを検討することが適当である。</u>
19 ページ 9～11 行 目	パブリック コメント 90 ～93	水銀添加廃製品の処分又は再生にあたっては、水銀の大気排出又は飛散を抑制する観点から、大気排出又は飛散を抑制する対策を講じている施設で処理することが <u>適当である。</u>	水銀添加廃製品の処分又は再生にあたっては、水銀の大気排出又は飛散を抑制する観点から、大気排出又は飛散を抑制する対策を講じている施設で処理することが <u>望ましい。</u>

頁	意見	変更後（資料2-1）	変更前（意見募集時資料）
19 ページ 12～14行 目	パブリック コメント後 の専門委員 会での意見	管理型最終処分場に埋立された場合についても、排水基準等により適正に管理がなされるが、 <u>水銀が回収されていないものを処分する場合には、将来的な環境上のリスクを低減する観点から、不溶化等の処理を行うことが望ましい。</u>	管理型処分場に直接埋立された場合についても、排水基準等により適正に管理がなされるが、 <u>処分場への水銀による負荷の低減を図る観点から、水銀を回収してから処分するか又は不溶化等の処理を行うことが望ましい。</u>
20 ページ 13～21行 目	パブリック コメント後 の専門委員 会での意見	水銀廃棄物の発生抑制のためには、条約発効後も流通する水銀添加製品における水銀フリー化や水銀使用量の削減努力が必要である。また、 <u>製品等を購入する際に水銀含有量の少ない製品を選択できるようにすることや、未知の用途の水銀添加製品の流通の抑制を図ることも重要である。</u> さらに、 <u>水銀廃棄物の環境上適正な管理を図る観点から、水銀添加製品の市町村等による収集及び水銀回収をより一層促進するため、廃製品の排出者が水銀が使用されている製品であることを認識できるようにすること、及びその情報が排出者から処理業者に適切に伝達されることが重要である。</u> このため、 <u>環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会（産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループと合同会合）での検討を受けて、水銀添加製品のリスト化や水銀が使用されていることの製品への表示等、輸入品も含めた上流側での取組を進めることが必要であり、製造、輸入、販売事業者等の取組を促進する方策を検討すべきである。</u> その検討に当たっては、 <u>過去に製造、販売等された水銀添加製品も考慮して行われるべきである。</u>	水銀廃棄物の発生抑制のためには、条約発効後も流通する水銀添加製品における水銀フリー化や水銀使用量の削減努力が必要である。また、水銀添加製品の市町村等による収集及び水銀回収をより一層促進するためには、 <u>廃製品の排出者が水銀が使用されている製品であることを認識できるようにすること、及びその情報が排出者から処理業者に適切に伝達されることが重要である。</u> このため、 <u>水銀添加製品のリスト化や水銀が使用されていることの製品への表示等、輸入品も含めた上流側での取組が必要であり、製造、輸入、販売事業者等の取組を促進する方策を検討すべきである。</u> なお、 <u>こうした対策については環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会（産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループと合同会合）において検討されている。</u>

2. その他の変更箇所

頁	変更後 (資料 2-1)	変更前 (意見募集時資料)								
タイトル	<u>水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について</u> (案)	水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について (案)								
1 ページ 2～3行目	10 か国が締結している (2015 年 1 月末現在)。	10 か国が締結している (2014 年 11 月 17 日現在)。								
5 ページ 10 行目～表の タイトル	<p><u>水銀を含む汚泥、焼却残さ等の水銀汚染物は、廃棄物処理法において、排出源や水銀溶出量に基づき、下表のように分類される。</u></p> <p style="text-align: center;">廃棄物処理法における分類</p> <table border="1" data-bbox="477 858 1200 962"> <thead> <tr> <th data-bbox="477 858 757 911">具体例</th> <th data-bbox="757 858 1200 911">廃棄物処理法における分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 911 757 962"></td> <td data-bbox="757 911 1200 962"></td> </tr> </tbody> </table>	具体例	廃棄物処理法における分類			<p>水銀汚染物は、廃棄物処理法において、排出源や水銀溶出量に基づき、下表のように分類される。</p> <p style="text-align: center;">水銀汚染物の廃棄物処理法における分類</p> <table border="1" data-bbox="1223 866 1946 970"> <thead> <tr> <th data-bbox="1223 866 1503 919">具体例</th> <th data-bbox="1503 866 1946 919">廃棄物処理法における分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1223 919 1503 970"></td> <td data-bbox="1503 919 1946 970"></td> </tr> </tbody> </table>	具体例	廃棄物処理法における分類		
具体例	廃棄物処理法における分類									
具体例	廃棄物処理法における分類									